

国民健康保険税の納期変更のお知らせ

■国民健康保険税「仮算定」の廃止について

今年度(平成24年度)から仮算定による課税を廃止します。
これに伴い、納税通知書の送付は1回のみ(7月中旬)となります。

■国民健康保険税の納期の変更について

仮算定を廃止することに伴い、仮算定で課税されていた2期分の納期がなくなるため、新たに3月に納期月を設け、年間の納期を7月から翌年3月までの9回に変更します。

昨年度(平成23年度)までの納期

変更前	区分	仮算定分		本算定分									
		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	—	
	期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	—	
納付月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	—		

7月中旬に本算定分(第3期~第10期)納税通知書送付
5月中旬に仮算定分(第1期と第2期)納税通知書送付

今年度(平成24年度)からの納期

変更後	区分	—		本算定分								
		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期		
	期別	—	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納付月	—	—	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

7月中旬に本算定分(第1期~第9期)納税通知書送付

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3111(内線132)

障がい者に対する軽自動車税の減免について

■対象となる軽自動車

身体または精神に障がいがある方が所有する軽自動車、もしくは障がいがある方のために運転する軽自動車(生計同一の方)
※障がい等級によっては減免の対象にならない場合があります。

■申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・身体障がい者手帳など(障がいの等級が確認できる書類)
- ・運転する方の免許証・車検証(車検が必要な軽自動車)

■申請期限 5月24日(木)

※減免の対象となる自動車は、軽自動車、普通自動車(県税)を通じて1台に限ります。
すでに普通自動車で減免を受けている方は、軽自動車税の減免はできません。

●申請・問い合わせ先

税務課 税務係 TEL 72-3111(内線134)
普通自動車は行橋県税事務所 総務課 TEL 0930-23-2216

身体障がい者巡回相談のお知らせ

■日時 6月6日(水) 10:00(受付時間 9:30~14:00)

※障がい者ご本人が来場してください。

■場所 豊前市総合福祉センター

■相談内容 肢体不自由の補装具費の新規支給・再支給・修理の要否判定、処方及び適合判定

注) 電動いす、重度障がい者用意思伝達装置については相談のみとします。
聴覚障がいの相談、身体障がい者手帳の診断書の作成は行いません。
座位保持装置については、事前にご連絡をお願いします。

■持参するもの

印鑑、身体障がい者手帳、補装具費再支給の場合は前回支給の補装具、補装具修理の場合は修理が必要な補装具

●問い合わせ先

健康福祉課 福祉医療係
TEL 72-3111(内線167)



友枝保育所跡地を分譲します

■宅地分譲対象者

住宅を建築するために宅地を必要とする方
※住所地の制限はありませんが、土地売買契約締結日から3年以内に住宅を建築することなどの条件があります。

■分譲地の所在及び分譲価格

区画番号	所在地番	面積(㎡)	分譲価格(円)
区画2	東下1512番地3	325.37	1,561,776円
区画3	東下1512番地5	521.58	2,503,584円
区画4	東下1512番地6	300.03	1,440,144円

※分譲価格:4,800円/㎡(15,840円/坪)

■申し込み方法

以下の書類を総務課に提出してください。(各1部)

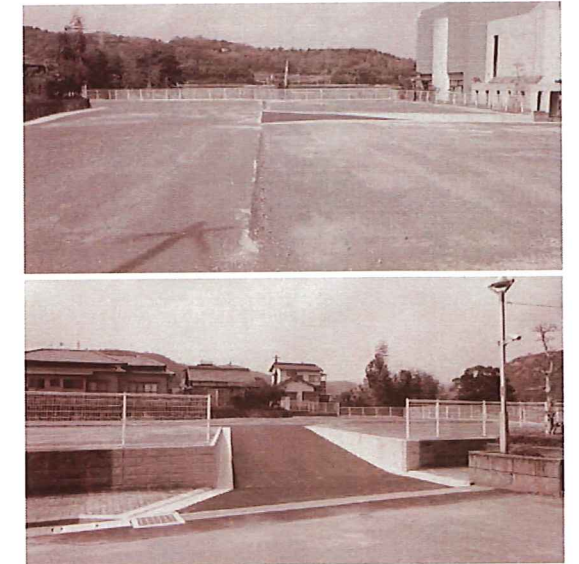
- ・上毛町宅地分譲申込書
- ・住民票謄本(同居家族全員が記載されているもの)
- ・分譲代金を支払うことができることを証する書類(預貯金残高証明書・金融機関融資証明書など)

※申込みに必要な書類は、総務課に用意しています。

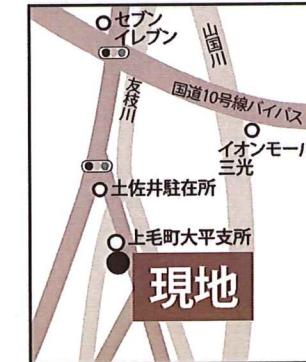
■その他

受付は随時行い、先着順に分譲者を決定します。

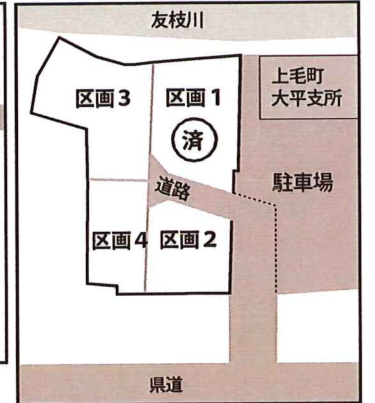
●問い合わせ先 総務課 財政係 TEL 72-3111(内線117)



■位置図



■分譲地図



唐の里団地入居者募集について

「唐の里団地」の入居者を次のとおり募集します。定住化促進の賃貸住宅で所得制限の上限のない1戸建て住宅です。
入居を希望される方は期限内に住民課にお申込みください。

■入居者資格(次の項目にすべて該当される方)

1. 現に住民基本台帳に登録している者、若しくは住民基本台帳に登録しようとする者。
2. 年間所得が160万円以上ある者。(原則として申請人の年間所得)
3. 申込時において満40歳未満の者であり、かつ同居親族が1人以上である者。(婚約者がいる場合を含む)
4. 家賃の支払などにつき、確実な連帯保証人があること。
5. 連帯保証人は、独立の生計を営み、申請人と同程度の収入を有する者。
6. 入居する世帯は、行政区に加入し、所属する地域及び自治会などの行事に積極的に参加、協力することができる者。
7. 国税、地方税など、滞納のない者。
8. 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。(同居又は同居しようとする親族も含む)

■入居者の決定方法 選考または抽選

■申込受付期間

5月1日(火)~5月17日(木) 平日の8:30~17:15

■問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)

募集戸数	1戸
団地場所	上毛町大字下唐原682番地
構造及び建物面積	木造平屋1戸建、約85㎡(2LDK)
家賃	53,000円(衛生管理費は別)
入居予定日	6月1日(金)

